

## E003 造影剤注入手技

E003 造影剤注入手技	
1 点滴注射	区分番号 G004 に掲げる点滴注射の所定点数
2 動脈注射	区分番号 G002 に掲げる動脈注射の所定点数
3 動脈造影カテーテル法	
イ 主要血管の分枝血管を選択的に造影撮影した場合	3,600 点
注1 血流予備能測定検査を実施した場合は、血流予備能測定検査加算として、400 点を所定点数に加算する。	
注2 頸動脈閉塞試験（マタス試験）を実施した場合は、頸動脈閉塞試験加算として、1,000 点を所定点数に加算する。	
□ イ以外の場合	1,180 点
注 血流予備能測定検査を実施した場合は、血流予備能測定検査加算として、400 点を所定点数に加算する。	
4 静脈造影カテーテル法	3,600 点
5 内視鏡下の造影剤注入	
イ 気管支ファイバースコープ挿入	区分番号 D302 に掲げる気管支ファイバースコープの所定点数
□ 尿管カテーテル法（両側）	区分番号 D318 に掲げる尿管カテーテル法の所定点数
6 腔内注入及び穿刺注入	
イ 注腸	300 点
□ その他のもの	120 点
7 嚥下造影	240 点

「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和6年3月5日 厚生労働省告示第57号）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

（令和6年3月5日 保医発0305第4号）

告示	通知
	(1) 造影剤注入手技料は、造影剤使用撮影を行うに当たって造影剤を注入した場合に算定する。ただし、同一日に静脈内注射又は点滴注射を算定した場合

は造影剤注入手技の「1」点滴注射の所定点数は重複して算定できない。

(2) 「3」の動脈造影カテーテル法及び「4」の静脈造影カテーテル法とは、血管造影用カテーテルを用いて行った造影剤注入手技をいう。

(3) 「3」の「イ」は、主要血管である総頸動脈、椎骨動脈、鎖骨下動脈、気管支動脈、腎動脈、腹部動脈（腹腔動脈、上及び下腸間膜動脈をも含む。）、骨盤動脈又は各四肢の動脈の分枝血管を選択的に造影撮影した場合、分枝血管の数にかかわらず1回に限り算定できる。

総頸動脈、椎骨動脈、鎖骨下動脈、気管支動脈及び腎動脈の左右両側をあわせて造影した場合であっても一連の主要血管として所定点数は1回に限り算定する。

(4) 静脈造影カテーテル法は、副腎静脈、奇静脈又は脊椎静脈に対して実施した場合に算定できる。

(5) 「6」の「イ」注腸を実施する際の前処置として行った高位浣腸の処置料は所定点数に含まれ、別途算定できない。

(6) 「6」の「ロ」その他のものとは、腰椎穿刺注入、胸椎穿刺注入、頸椎穿刺注入、関節腔内注入、上顎洞穿刺注入、気管内注入（内視鏡下の造影剤注入によらないもの）、子宮卵管内注入、胃・十二指腸ゾンデ挿入による注入、膀胱内注入、腎盂内注入及び唾液腺注入をいう。

(7) 経皮経肝胆管造影における造影剤注入手技は「D314」により算定し、胆管に留置したドレーンチューブ等からの造影剤注入手技は「E003」の「6」の「ロ」により算定する。

(8) 精嚢撮影を行うための精管切開は、「K829」により算定する。

(9) 造影剤を注入するために観血手術を行った場合は、当該観血手術の所定点数をあわせて算定する。

(10) リンパ管造影を行うときの造影剤注入のための観血手術及び注入の手技料は、あわせて、「K626」リンパ節摘出術の「1」により算定する。